

		(3) 風営法第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (4) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等
壁面の位置の制限		建築物の壁面等から市道準幹線508号片町・新堅線（以下この表において「前面道路」という。）の中心線までの距離の最低限度は、6メートルとする。
形態又は意匠の制限		前面道路から後退した部分の全面に、隣接する建築物のひさしに連続するようにひさしを設置するものとする。この場合において、設置するひさしは、次の各号に該当するものとする。 (1) その天井面が歩道面から高さ6メートル以上7メートル以下であるもの (2) 不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。）で造られ、かつ、覆われたもので、消火活動に支障のない構造及び形態であるもの (3) その先端の位置が前面道路の境界線上にあるもの

別表第2に次の1号を加える。

50 サンシャイン鳴和地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
一般住宅地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス (3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物
	容積率の最高限度	10分の15
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メー

		<p>ル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	10メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
低層住宅地区	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。）</p> <p>(2) 集会所</p> <p>(3) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	容積率の最高限度	10分の15
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であ</p>

		り、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。
	高さの最高 限度	10メートル
	垣又はさく の構造の制 限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第64号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 3 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第64号）の施行の日から1月の間、市長の給料月額は、第1条本文の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する条例第3条第1号に規定する額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年(2007年)12月19日 印刷
平成19年(2007年)12月19日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)